

令和3年度償却資産申告の手引き

岩見沢市税行政に対しまして、日頃より御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産の課税対象の1つである償却資産（**事業で使用する資産**）については、地方税法第383条の規定により、事業者の方に毎年1月1日時点での償却資産の状況を申告していただいております。

申告対象者

○令和2年1月2日～令和3年1月1日の期間中に岩見沢市内で事業を行っている方

※該当資産がない方、期間中の増減がない方も申告してください。

※課税標準額（取得価格×減価残存率）が免税点（150万円）未満でも申告してください。

○令和2年1月2日～令和3年1月1日の期間中に休業または廃業した方

提出期限

○令和3年2月1日（月）

※受付は、平日の午前8：45～午後5：30

※市役所に直接御提出いただくほか、郵送、電子申告（eL TAX）での申告も受付けております。

提出書類

○令和3年度償却資産申告書……………1部

○令和3年度種類別明細書 増加（減少）資産用……………各1部

※申告書を郵送で提出される方で、**受付印を押した控えの返送を希望される場合は**、申告書の写し及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

（返信用封筒の同封がない場合や、料金が不足している場合には、不足金額分を受取人にてご負担いただきます。）

※提出の際にマイナンバー法に基づいて、マイナンバーを確認させていただきますので、12ページを参考に確認書類の持参をお願いいたします。

提出及び問い合わせ先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所 税務課資産税グループ（窓口15番）

TEL：0126-23-4111（内線227・228） 担当：有波・石川

岩見沢市

〈 目 次 〉

1. 固定資産税における償却資産について	
(1) 償却資産とは	2
(2) 業種別の主な償却資産について	3
(3) 建築設備附帯設備と償却資産について	4
(4) 課税対象となる償却資産について	5
2. 償却資産申告書の課税について	
(1) 国税と固定資産税（地方税）の取扱いについて	6
(2) 税額の計算について	6
(3) 課税標準の特例について	7
3. 償却資産申告書の作成について	
(1) 申告書作成の流れ(参考)	8
(2) 作成についての問い合わせ	8
(3) 申告書の記載内容	9
(4) 取得価格欄の書き方	10
(5) 種類別明細書(増額資産用)の記載要領	10
(6) 種類別明細書(減少資産用)の記載要領	11
4. 償却資産申告書の提出時の本人確認について	
(1) 本人が申告書を提出する場合の確認書類	12
(2) 代理人が申告書を提出する場合の確認書類	12
5. 記載例	
(1) 償却資産申告書	13
(2) 種類別明細書(増加資産用)	14
(3) 種類別明細書(減少資産用)	15

1. 固定資産税における償却資産について

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店等を経営し、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、器具・備品等を償却資産（事業用資産）といいます。そのため、少しでも事業のために使用しているものは、償却資産となります。例えば、家庭用のパソコンを事業の経理や物品管理等で使用している場合も含まれます。

償却資産の対象となる資産例

※下表は資産の一例を示したものです。

資産の種類	資産名称例
構築物	広告設備、舗装路面、独立煙突、門塀、ガス・石油タンク、ビニールハウス、内部造作等の建物付属設備(家屋として評価するものを除く)等
機械及び装置	食料品製造業用設備、電気業用設備、飲食店業用設備、総合工事業用設備、洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備、農業用設備等
船舶	漁船、引き船、ボート等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車等(自動車税・軽自動車税の対象外の自動車) ※特殊自動車の取扱いについては、下記の【特殊自動車の取扱い】を参照
工具・器具及び備品	測量工具、家具、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、パソコン、コピー機、金庫、医療機器、理容又は美容機器、エアコン、ドローン、娯楽器具等

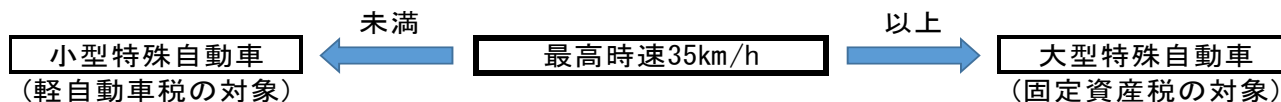
【特殊自動車の取扱い】

償却資産の機械及び装置、車両及び運搬具に分類される特殊自動車は、「大型特殊自動車」となります。したがって、下記の車両区分判定基準を活用し、「大型特殊自動車」に該当したもののみの償却資産の申告をお願いいたします。（「小型特殊自動車」に該当した場合は軽自動車税の対象となりますので、市役所で標識交付申請を行ってください。）

[農耕作業用自動車]

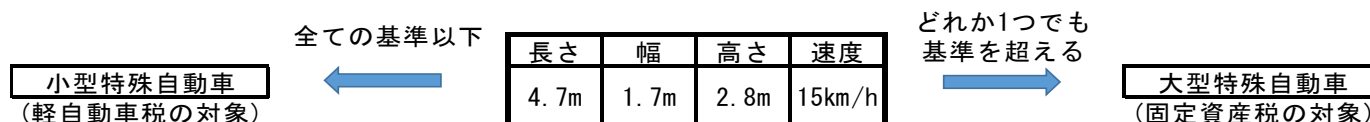
○農耕トラクタ、自走式コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車等

※農耕作業用トレーラーは軽自動車税の課税対象となる場合があります。



[その他の特殊自動車]

○ショベル・ローダ、フォーク・リフト、ロータリ除雪機等



大型特殊自動車の分類番号

建設機械に該当するもの・・・「0」、「00～09」、「000～099」
 建設機械以外のもの・・・「9」、「90～99」、「900～999」

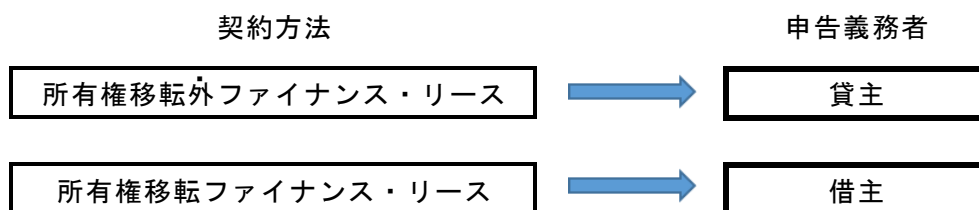
(2) 業種別の主な償却資産について

※下表に示されている業種と資産は一例です。

業 種	償 却 資 産
共 通	事務机、応接セット、パソコン、LAN設備、コピー機、電子計算機、ファクシミリ、テレビ、エアコン、FFストーブ、賃借家屋の場合の内装設備、舗装工事、広告看板等
喫 茶 ・ 飲 食 店	テーブル、椅子、カウンター、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、電子レンジ、厨房用品、エアコン、音響設備、ゲーム機、自動販売機、駐車場舗装路面等
理 美 容 業	理容イス、シャンプーイス、洗面設備、ドレッサー、ドライヤー、ヘアースチーマー、鏡、音響設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー設備、ポンプ、コンプレッサー、アイロン、包装機、陳列棚、レジスター等
医 療 ・ 薬 局 業	薬品戸棚、手術台、器具台、ベッド、レントゲン装置、心電計、脳波計、酸素設備、麻酔器、歯科診療用ユニット、消毒殺菌用機器、調剤用機器、顕微鏡、光学検査機器等
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	肉切機、スライサー、ミンチ機、冷凍冷蔵庫、ロースター、電子レンジ、冷凍ケース、陳列ケース、電子はかり、調理台、クーラー等
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機等
ガソリン給油所	キャノピー、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、コンプレッサー、防火塀、消火器、洗車機、レジスター等
不 動 産 賃 貸 業	外構工事、ロードヒーティング、カーポート、灯油タンク等 ※外構等の工事費が建築費に含まれていることが有ります。忘れずに申告をお願いいたします。
板 金 ・ 塗 装 業	施盤、ボール盤、プレス機、モーター、溶接機、洗車機等
土 木 ・ 建 設 業	測量器、トランシット、セオドライド、製図盤、電子計算機、ブルドーザー、パワーショベル、その他建設作業機械、除雪機等
農 業	ビニールハウス、スーパーハウス、乾燥機、もみすり機、精米機、米選機、コンベアー、プラウ、コンテナ（金属又は大型のもの）等

【事業に使用している資産でリース資産がある場合について】

リース契約には、リース期間終了後にリース資産を貸主に返還する「所有権移転外ファイナンス・リース」（一般的なリース）と、リース期間終了時又は中途において、借主に所有権が移転する「所有権移転ファイナンス・リース」があります。償却資産においては、契約の方法によってリース資産の申告義務者が異なります。



(3) 建物附帯設備と償却資産について

電気設備、給排水設備、空調設備、厨房設備等の建築設備は家屋と一体となって取り付けられています。固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

下表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式			◎		◎
		照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
配管、配線等			○			◎	
監視カメラ(ＩＴＶ)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器用等)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
屋内の配管等			○			◎	
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
前掲以外のもの	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

※ は建物と取り付けた設備の所有者が同じでも、償却資産として申告が必要です。

(4) 課税対象となる償却資産について

固定資産税における償却資産の課税対象となるものは、以下の要件を満たす資産となります。

[課税対象]

- 事業のために使用している資産であること（事業の目的のために所有されている資産も含む）
- 有形減価償却資産であること（ソフトウェア、特許権等の目に見えないものは対象外）
- 減価償却費（額）が所得税又は法人税法の規定における所得の計算に用いられる必要経費又は損金に該当すること

以上の要件を満たしたものが、基本的に課税対象となりますが、次に掲げる要件のうち、1つでも該当となるものについては課税対象外となります。

[課税対象外]

- 土地・家屋（固定資産税の土地または家屋として評価・課税されるもの）
- 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- 繰延資産（創立費、開発費等の支出の効果が支出の日以後1年以上及ぶもの）
- 棚卸資産（商品、消耗品、原材料、仕掛品、半製品等）
- 時の経過により、価値の減少しないことが明らかな美術品等
※時の経過により明らかに価値が減少するものは対象
- 牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用、興行用等の用途である場合は対象）
- 用途廃止資産（生産方式の変更や技術革新により、ものはあるが使用しなくなった資産）
- 耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のもので、取得に要した経費を一度に必要経費として算入するもの（一時損金算入したもの）
- 取得価格20万円未満の資産を3年で一括して償却する方法（一括償却）を選択したもの
例）12万円のパソコン（耐用年数4年）6台を一括償却した場合、パソコン6台が対象外

～申告漏れに御注意ください～

次に掲げる資産も、償却資産としての性格を有し、**事業で使用**していれば、固定資産税の償却資産の該当となります。提出前に再度、確認してください。

償却済資産	耐用年数を経過した償却資産。
簿外資産	贈与などで取得した、税務会計上で減価償却できない償却資産。
遊休・未稼働の資産	景気変動や改造等により、一時的に稼働を停止している資産。
改良費	資本的支出としている費用。本体とは区別し、新たな資産となります。
福利厚生に供している資産	食堂設備（冷蔵庫、食卓など）、娯楽施設（映写機、応接セット）等で、税務会計上、減価償却資産に該当するもの。
建設仮勘定に含まれる既に稼働している機械	制作中の機械等の支出を、仮に計上している勘定科目であって、一部が完成し、既に稼働している場合に限り、申告対象となります。
中小企業特例を適用した資産	中小企業特例により、一時損金算入として処理されたものについてのみ、申告対象となります。

2. 償却資産の課税について

(1) 国税と固定資産税（地方税）の取扱いについて

下表のとおり、国税と地方税である固定資産税では、取扱いが異なる点があります。

項目	国税	固定資産税
償却計算の期間	事業年度	暦年〔賦課期日（1月1日）制度〕
減価償却の方法	一般の資産は定率法又は定額法	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2の減価率）
圧縮記帳 ^{※1}	○	×
特別償却・割増償却 ^{※2}	○	×
改良費	ケースにより合算・区分	区分評価（1つの資産として評価）
評価額の限度額	備忘価格（1円）	取得価格の5%

※1・・・国庫補助金、工事負担金及び保険金等により、資産を取得又は改良した場合、その取得価格から受贈益又は譲渡益に相当する圧縮額を控除した額を取得価額とすること。固定資産税の申告においては、控除前の価格で申告してください。

※2・・・租税特別措置法上の特例であり、規定の資産を取得し、それを事業の用に供した事業年度に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて、取得価格の一定割合を償却できる制度。

(2) 税額の計算について

固定資産税における償却資産は、“取得価格”と資産ごとに定められている“耐用年数”をもとに、税額の算出を行います。

名称	内容
取得価格	資産取得のために、通常支出すべき金額であり、原材料費、労務費、引取運賃、荷役費、手数料等も含まれます。 消費税については、所有者の経理方式に従い取扱います。
耐用年数	固定資産の物質的減価（損耗や経過による減価）と機能的減価（陳腐化や不適応化による減価）を考慮して決定された、使用可能年数。
減価残存率	固定資産に残る価値の割合。
評価額	[初年度（前年中取得）] 取得価格 × (1 - 減価率 / 2) = 評価額 [第2年度以降（前年前取得）] 前年度評価額 × (1 - 減価率) = 評価額
課税標準額	償却資産課税台帳に登録された毎年の賦課期日（1月1日）現在の評価額。ただし、特例の適用がある場合は、適用後の価格を指します。 税額算出の際は、課税標準額の合計の1,000円未満を切捨てます。
税額	課税標準額 × 税率（1.4%） [*] = 税額（100円未満を切捨てます。）

※岩見沢市の場合の税率となります。

耐用年数に応ずる減価率表

※下表は一部抜粋したものとなります。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
				16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.12	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.28	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.25	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926				

(3) 課税標準の特例について

地方税法に定められた課税標準の特例の規定により、特定の設備については、税負担が軽減されます。該当する資産を取得した方は、種類別明細書（増加資産用）に該当資産を記載の上、“固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書”と“該当資産の内容を確認できる書類”の添付をお願いいたします。

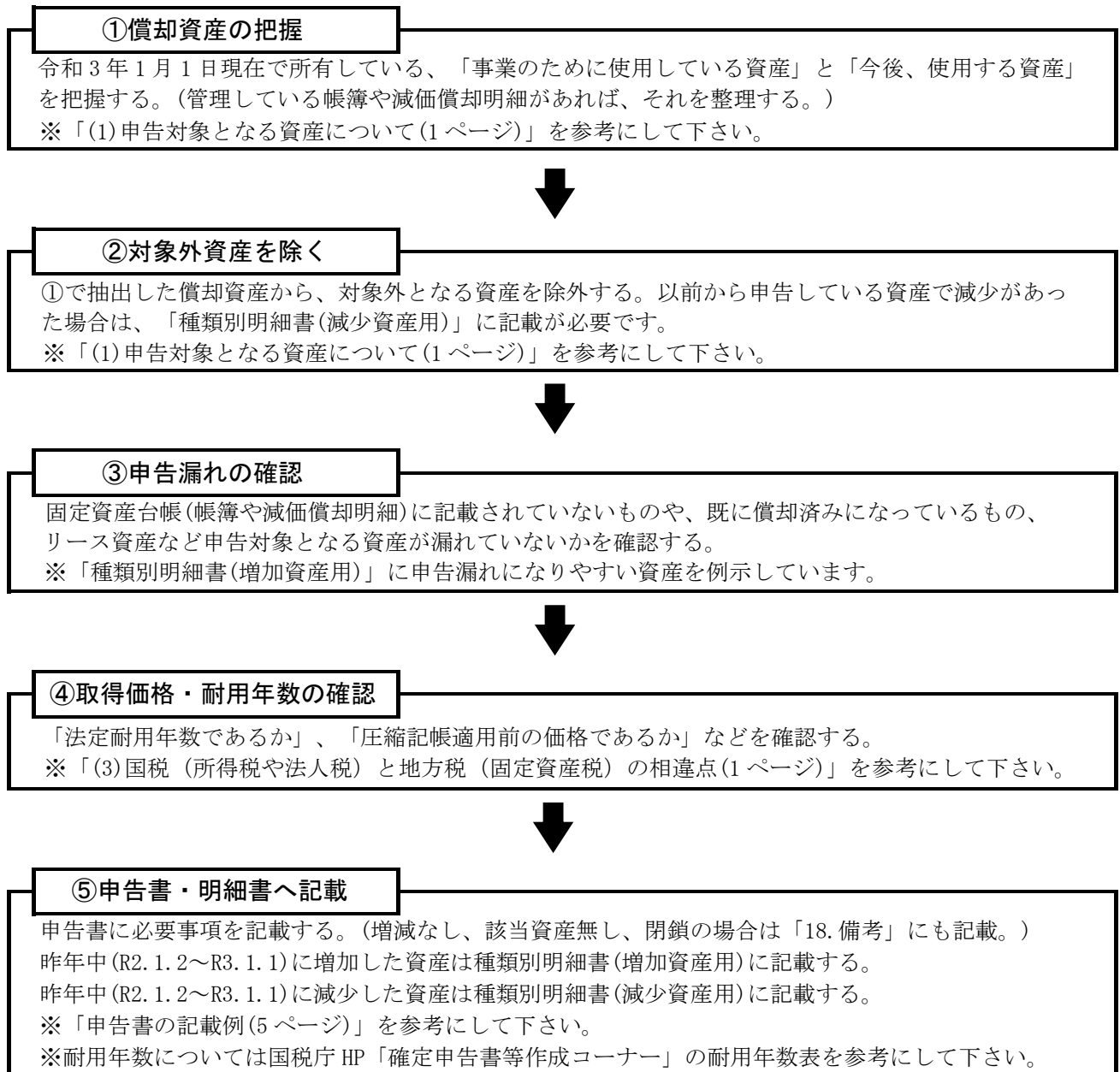
なお、固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書については、当市のホームページで取得していただくか、御連絡をいただければ送付いたします。

主な特例一覧

特例対象資産	取得時期	特例率	適用条項	適用要件
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光 1,000kw 未満)	H30. 4. 1～R4. 3. 31	2/3	地方税法附則 第 15 条第 30 項 第 1 号イ	・ 固定価格買取制度の認定を受けていないもの（売電していないもの） ・ 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光 1,000kw 以上)	H30. 4. 1～R4. 3. 31	3/4	地方税法附則 第 15 条第 30 項 第 2 号イ	
先端設備等 (先端設備等導入計画の認定を受けたもの)	H30. 6. 1～R3. 3. 31	0	地方税法附則 第 15 条第 41 項	・ 先端設備等導入計画の認定後に取得したもの ・ 1 月 1 日までに工業会証明書が提出されたもの

3. 償却資産申告書の作成について

(1) 申告書作成の流れ (参考)



※申告書等作成の一例を示したものです。

(2) 作成についての問い合わせ

申告書の作成について御不明な点のある方は、次の関係書類と印鑑を御持参いただければ、担当者が説明いたします。

- ①法人の場合……資産台帳、減価償却明細表又は法人税申告書中「別表16」、その他減価償却資産の明細がわかるもの。
- ②個人の場合……青色申告の場合は、資産台帳又は所得税申告書中「減価償却費の計算」欄。白色申告の場合は、資産台帳その他減価償却資産の明細がわかるもの。

(3) 申告書の記載内容

1 所有者住所(又は納税通知書送達先) 住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなも記載してください。
2 所有者氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 氏名及びふりがなを記載し、押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。
3 個人番号又は法人番号 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。 (御不明場合は記載不要です。)
4 事業種目(資本等の金額) 事業種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては資本金又は出資金の金額も記載してください。
5 事業開始年月 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。
6 この申告に応答する者の係及び氏名 この申告について応対される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
7 税理士等の氏名 申告事務を税理士等に依頼される場合には、その氏名及び電話番号を記載してください。
8~14 該当するものを○で囲んでください。
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 岩見沢市内における事業所など資産の所在地を記載してください。また、2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主たるものの番号を○で囲んでください。
16 借用資産(有・無) 借用資産の有無について該当するものを○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
17 事業所用家屋の所有区分 事業所用家屋の所有区分について該当するものを○で囲んでください。
18 備考 該当する番号を○で囲んでください。また、次のような事項を記載してください。 ① 前年中に所有者の住所、氏名、名称等に変更があった場合の変更年月日及び旧住所、旧氏名、旧名称等の参考となる事項。 ②その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。

(4) 取得価額欄の書き方

「前年前に取得したもの(イ)」

令和2年1月1日以前(以下、「前年前」といいます。)に取得した資産(前年前に減少した資産を除く)の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。なお、令和2年度の申告をされた方は、同封の償却資産種類別全資産明細書の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

「前年中に減少したもの(ロ)」

令和2年1月2日から令和3年1月1日まで(以下、「前年中」といいます。)に減少した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

「前年中に取得したもの(ハ)」

前年中に取得した資産の取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。また、過去において申告もれとなっている資産がある場合も、この欄に含めて記載してください。

「計 [(イ) - (ロ) + (ハ)] (ニ)」

〔前年前に取得したもの(イ) - 前年中に減少したもの(ロ) + 前年中に取得したもの(ハ)〕によって算出した取得価額の合計を資産の種類別に記載してください。

「評価額(ホ)」	} 記入不要です。
「決定価格(ヘ)」	
「課税標準額(ト)」	

(5) 種類別明細書(増加資産用)の記載要領

令和2年度の申告をされている方は、増加資産のみ記載してください。令和3年度に初めて申告される方は、令和3年1月1日現在で所有している全資産を記載してください。

①資産の種類

資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」

「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」

②資産の名称等

資産の名称及び規格等を記載してください。

③数量

- ・資産の数量を記載してください。
- ・個数で表示できない一式、一組等のものは「1」と記載してください。
- ・資産の取得時期、耐用年数等の異なる資産は合算しないで別々に記載してください。

④取得年月

資産を実際に取得した年月を記載してください。(年号コード：平成→4、令和→5)

⑤取得価額

- ・取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)を記載してください。
- ・圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価額に含めて記載してください。
- ・改良費の支出(資本的支出)があった場合は、本体と別にし、一つの資産として記載してください。(耐用年数は本体と同じです。)
- ・自己の建設、製作、製造等により取得した資産にあつては、原材料費、労務費、付帯費等の合計を記載してください。

⑥耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる法定耐用年数を記載してください。なお、中古の資産を取得した場合は、取得までの経過年数を摘要欄に記載してください。

耐用年数が分からない場合は、下記のページを御覧になってください。

国税庁 耐用年数確認ページ ([国税庁 耐用年数] で検索してください。)

「 www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html 」

(6) 種類別明細書(減少資産用)の記載要領

①資産コード

同封した償却資産種類別全資産明細書に記載されている資産コードを記載してください。

②数量

前年中に減少した資産の数量を記載してください。

③取得価額

前年中に減少した資産に対応する取得価額を記載してください。

④減少の事由及び区分

その償却資産が、減少した事由とその区分について、該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

⑤資産の種類

⑥資産の名称等

⑦取得年月

⑧耐用年数

増加資産用と同じです。

～御注意ください～

地方税法第385条の規定により、償却資産申告事項について虚偽の申告をした方は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、正当な事由がなく申告をしなかった場合には、過料が科されることがあります。

4. 償却資産申告書の提出時の本人確認について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)第16条に基づき、マイナンバー(個人番号)の記載がある償却資産申告書を提出いただく際には、番号法に定める本人確認を実施いたします。

本人確認は、申告者本人の「①番号確認」と、申告書を提出する方の「②身元確認」、代理人が申告書を提出する場合には併せて「③代理権の確認」を行います。

つきましては、窓口での申告の際に、下記の確認書類を御提示ください。郵送での申告の際は、下記の確認書類の写し(コピー)を添付してください。

(法人番号の記載がある申告書については、番号法に基づく本人確認は行いません。)

(1) 本人が申告書を提出する場合の確認書類(①+②それぞれの確認が必要です)

①番号確認	②身元確認
次のうち1点 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(※) ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 	次のうち1点 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/在留カード/税理士証票/写真付き社員証・資格証明書/市が「個人識別事項」を印字して送付した書類等 お持ちでない場合は次のうち2点 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証/年金手帳/写真なしの社員証・資格証明書/地方税等の領収証書/印鑑登録証明書/戸籍謄本・抄本・附票/母子健康手帳/源泉徴収票/納税通知書等

※個人番号カードは1点で番号及び身元両方の確認ができます。

(2) 代理人が申告書を提出する場合の確認書類(①+②+③それぞれの確認が必要です)

①本人の番号確認	②代理人の身元確認	③代理権の確認
次のうち1点(写しでも可) <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード ・本人の通知カード ・本人の個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 	【代理人が個人の場合】 上記「(1)本人が申告書を提出する場合の確認書類」に記載している「②身元確認」と同様 【代理人が法人の場合】 次の2点 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称及び本店所在地が記載されている書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書等) ・法人と来庁者との関係を示す書類(社員証等) 	次のうち1点 <ul style="list-style-type: none"> 【法定代理人(親権者・後見人等)の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本/登記事項証明書等 【任意代理人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状/税務代理権限証書 お持ちでない場合は次のうち1点 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状ではないがそれに準ずると認められた書類/本人しか持ち得ない書類